

第3章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

[法第8条第2項第3号]

良好な景観の形成に資する建造物や樹木は、地域の景観に良い影響を与えるだけでなく、歴史的価値や、地域のシンボルとして重要な役割を果たしているものもあります。これらは本市の良好な景観形成を図る上で重要なものです。

そのため、これらの建造物や樹木のうち、特に重要なものについては、景観重要建造物または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

なお、現時点では景観重要建造物又は景観重要樹木は定めのないものとしますが、今後、地域や所有者の意向を踏まえた上で、指定を検討します。

1. 景観重要建造物の指定方針

地域の自然、歴史、文化等からみて有意義であり、市の良好な景観の形成に重要な建造物について、その実態を調査し、所有者の意見を聴いた上で、次に示す指定基準に基づき景観重要建造物に指定します。

【景観重要建造物の指定基準】

①と②のいずれにも該当するもので、③から⑥のいずれかに該当すると認められるもの

①道路等、公共の場所から誰もが容易に見ることができるもの

②老朽化、改造が著しくなく、原型をよく留めているもの又は修復が可能なもの

③建築物等として美観が優れていて、良好な景観形成に寄与するもの

④地域のシンボリックな存在であるなど、地域の景観を先導または継承し特徴づけているもの

⑤歴史的又は文化的に価値が高いと認められるもの

⑥地域の財産として守っていききたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていて、市民に広く親しまれているもの

※文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については指定できません。

参考：
景観法第19条

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2. 景観重要樹木の指定方針

地域の自然、歴史、文化等からみて有意義であり、市の良好な景観の形成に重要な樹木について、その実態を調査し、所有者の意見を聴いた上で、次に示す指定基準に基づき景観重要樹木に指定します。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、次のいずれかに該当すると認められるもの

- ①樹形や樹高など美観が優れていて、良好な景観形成に寄与するもの
- ②地域のシンボリックな存在であるなど、地域の景観を先導しまたは継承し特徴づけているもの
- ③歴史的又は文化的に価値が高いと認められるもの
- ④地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていて、市民に広く親しまれているもの

※文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については指定できません。

参考：
景観法第 28 条

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第 3 項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

候補物件の選定

市は、景観重要建造物や景観重要樹木の指定の候補物件を選定する。また、所有者から指定の提案があった場合は、指定の基準に適合するものであるかを検討する。

所有者への制度説明

候補物件の所有者に制度の説明を行い、指定に向けての相談をする。

所有者の同意

指定について所有者からの同意が得られたら、現地調査等の相談をする。

現地調査・資料作成

指定に際して必要となる図書を作成するため、現地等の調査を行い、指定資料を作成する。

指定資料の確認

作成した指定資料について、所有者に確認してもらう。

景観審議会への意見聴取

指定について、景観審議会に対して意見聴取（諮問）を行う。

指定

景観審議会の答申を得たのち、市長が指定（告示）を行う。

指定通知・標識の設置

所有者に指定通知をお渡しする。また、現地に標識を設置する。

※指定を受けた物件は、市のホームページ等で写真や指定の内容を公表する。

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の流れ